木工房利用者 各位

芸術の森木工房における貸工房の運用見直しについて(お知らせ)

平素より札幌芸術の森木工房をご利用いただきありがとうございます。

さて、木工房意見交換会で提示しました議案につきまして、皆様のご意見を参考として、関係機関に諮りながら、下記のとおり運用見直しを決定いたしました。 つきましては、令和7年1月より運用を開始いたしますのでご案内いたします。

記

1 木工房の予約可能な上限日数について

貸工房で施設をご予約可能な日数の上限を20日間までとします。

上限日数に達した方は、施設使用により1日過ぎるごとに、予約日を新たに1日 追加することができます。

2 貸工房中の職員の工作室内での作業について

貸工房が個人利用、専用利用にかかわらず、以下の条件を満たす場合には、 貸工房時間中の職員の作業を可能とします。

- ① 職員が作業を行っても、利用者の安全監督や指導等を確保できる職員体制であること
 - ・ 職員3名体制で、うち1名が作業に従事しても、工作室と機械加工室に職員を1名ずつ配置できること
 - ・ 職員2名体制であっても、利用者全員が工作室内で作業を行っており、職員1名が作業に従事しても工作室に職員1名を配置できること
- ② 職員が作業を行っても、利用者の作業を妨げないこと
 - 工作台で作業を行う場合は、個人利用においては2台以上の空きスペースがあること
 - 専用利用においては、利用者の同意が得られる場合

札幌芸術の森

掲出期間:令和7年1月31日